

原議保存期間10年  
(平成34年3月31日まで保存)

警察庁丙交指発第8号、丙刑企発第10号

平成24年3月16日

警察庁交通局長

警察庁刑事局長

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿

「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について

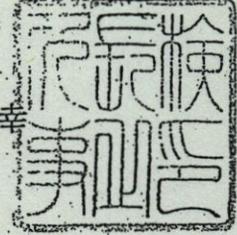
標記の件については、別添のとおり平成24年3月16日付け最高検企第140号をもって次長検事から通知があったので、通知する。

平成24年 3月16日

警察庁乙交収第2号  
最高検企第140号  
平成24年3月16日

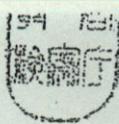
警察庁次長 殿

次長検事 池上 政幸



平成14年11月26日付け最高検企第270号依命通達「自動車運転過失  
傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる  
書式について」の一部改正について（参考通知）

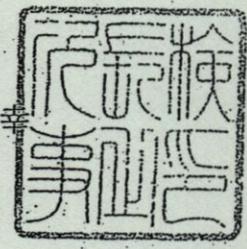
この度、標記の件について、別添のとおり検事長及び検事正に通達したので、参  
考通知します。



最高検企第139号  
平成24年3月16日

検事長 殿  
検事正 殿

次長検事 池上 政 幸



平成14年11月26日付け最高検企第270号依命通達「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について（依命通達）

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が平成24年4月1日から施行され、未成年後見人に法人を選任することができることとなったことから、標記通達の一部を下記のとおり改正することとしたので、同日から本改正に基づく取扱いが実施されるよう司法警察職員に指示願います。

なお、既に検事総長の承認を得て特例書式を制定している事項について、今回の改正の趣旨にのっとり改める場合には、改めて検事総長の承認を得る必要はないので申し添えます。

おって、本件については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みです。

記

別添2 簡約特例書式運用要領第2, 1, (4), ウ中「電話番号等」の次に「（保護者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は本店の所在地及び電話番号等）」を加える。